

公益社団法人 日本獣医師会
令和4年度アジア地域臨床獣医師等総合研修及び
家畜感染症防疫技術等の現地普及強化事業
獣医学専門教材ビデオ、研修用日本語教材及び獣医学専門用語を含む会話帳作成業務
応募要領

第1 事業名

獣医学専門教材ビデオ、研修用日本語教材及び獣医学専門用語を含む会話帳作成業務

第2 事業実施の背景・目的及び概要

1 事業実施の背景・目的

これまで日本獣医師会が主体となり実施した畜産振興事業（平成28～30年：家畜疾病の防疫体制強化推進事業（アジア地域臨床獣医師等総合研修事業）、平成30～現在：アジア地域臨床獣医師等総合研修事業）では、大学等の獣医学関係機関の協力を得て研修生を受け入れ、家畜の越境性感染症等に対する防疫・診断等に関連する様々な分野の技術を習得させることを目標に技術研修を実施してきた。

今後、更なる事業成果のアジア圏における普及を図るため、オンラインで活用可能な獣医学専門教材ビデオを作成する。

また、研修参加者の日本語によるコミュニケーション能力を向上させ、研修提供者・協力者と、研修生当人の双方の研修への満足度を高め、ひいては本事業が目的とするアジア圏における獣医師の国際的なネットワークを強固なものとするため、日本語自主学习教材と日本語 - 英語対訳入りの会話帳（獣医学専門用語を含む）を作成し、これを研修参加者が活用することで研修修了率と研修満足度の双方を向上させる。

2 業務の内容

(1) 獣医学専門教材ビデオの作成

来日中の研修生や、過去に本研修を修了した獣医師を対象とした獣医学専門教育に活用可能なビデオ教材の作成を行う。

想定される動画コンテンツは以下のとおり。

- ① 越境性動物感染症の防疫に関する日本の国際協力（30～40分：1本）
ねらい：日本とタイが協力して行う家畜感染症防疫対策事例を紹介する
- ② アジア地域臨床獣医師等総合研修の実際（30～40分：1本）
ねらい：研修委託先大学において提供される研修内容を紹介し、優秀な研修者の募集につなげる

(2) 研修用日本語自主学習教材の作成

令和5年4月以降に来日する研修生が自主的に日本語を学習できる、オンライン教材を作成する。

要件は以下のとおり。

- ① 教材はLMSとして納品することとし、プラットフォームを問わずアクセス可能であること。（スマートフォン等に対応できるとなお望ましい）
ねらい：居住地や時間を問わず、研修生が自らのペースで学習可能なものとする
- ② 本研修が対象とする研修生がアジア圏の現職獣医師であることを考慮し、目的に合致した教材となるよう納品までに本会と十分に内容を協議し、また要望に応じて内容を変更できること
ねらい：研修指導者及び一般市民とのコミュニケーションに重点を置いた教材とする。獣医学教育の専門性を考慮した会話・用語を盛り込み、実用的な教材とする
- ③ 本事業が不測の事態により一時中断せざるを得ない場合において、最小限の追加費用でデータを維持できること
ねらい：アプリストア等のプラットフォームに依存せず、データ保管サーバを任意に変えられること。事業が万一中断する場合にもデータが消失せず、本会が使用権利を喪失しないこと。

(3) 獣医学専門用語を含む会話帳の作成

令和5年4月以降に来日する研修生と指導教員及び研修先大学の在学生等研修をサポートする立場の方々とのコミュニケーションを円滑にする会話帳を、冊子形式で作成する。

要件は以下のとおり。

- ① 英語と日本語の対訳で作成すること
- ② 獣医学専門用語を含むこと
ねらい：獣医学の研修で活用できるよう、頻用される専門用語を網羅的に掲載していること。特に解剖学・病理学・微生物学・家畜/公衆衛生学の用語は必須。
※ 掲載する専門用語の監修は本会で行うが、必要に応じて専門用語の対訳の正確性を精査できる体制を応募者側でも構築できること。
- ③ 本研修の趣旨に合致した例文を中心に構成すること
- ④ 成果品は500部印刷した形で納品すること

第3 契約限度額

契約限度額：23,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

第4 応募資格

本事業に応募できる者は、次のすべてに該当する者とする。

1. 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
2. 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
3. プライバシーマークを取得し、または情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001/ISMS）の認証を受けていること。

第5 契約期間

本事業の契約期間及び契約については、本会と契約候補者との間で契約に関する協議が調い次第決定・締結し、契約期間の終了日は令和4年度内とする。

第6 参加表明書及び企画提案書の提出期限

本事業への参加を希望する者は、事業参加表明書（別紙様式第1号）を令和4年10月7日（金）17時までに電子メール（宛先：fukuda@nichiju.or.jp）により提出すること。また、企画提案書を、令和4年10月14日（金）17時まで に、電子メール（宛先：fukuda@nichiju.or.jp）にてPDF形式のファイルにより提出すること。

第7 共同企業体及び再委託の禁止

1. 共同企業体の結成は認めない。
2. 再委託は原則として禁止する。ただし、本件業務の企画・制作内容等に影響を及ぼさない補助的な業務（映像の制作等）に関しては、あらかじめ本会の承認を得た上で認められる。企画段階で予定されている場合には、企画提案書にその旨を記載すること。契約締結後については、本会の承認を得ること。

第8 提出書類

1. 参加表明書
2. 企画提案書
企画提案書は、ワード換算で5ページ程度までのものとし、本件実施方法、実施体制、スケジュールを含んだものとする。様式は任意のものとする。
3. 事業に係る費用の見積書
本事業を実施するために必要な経費のすべての金額（消費税等の一切の経費

を含む合計金額を記載のこと。)のわかる見積書及び個別の費用をできる限り詳細に記載した経費内訳書を併せて提出すること。

4. 企業（団体）案内資料（パンフレット等）

5. 過去の実績等が分かる資料

過去の事業実績等のわかる資料 過去3年間において本事業に関連し、又は類似した事業の実績がある場合 はこれについて記入したものを提出のこと。

第9 審査方法

1. 企画提案書等の提出者について、企画提案の内容等について本会が必要と認めたときは、指定する日時に企画案の説明（プレゼンテーション）を求めることがある。
2. 審査は、提出された企画提案書の内容を別に定める審査基準に基づいて行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画提案書を提出した1者を選定し、請負予定者として決定する。

第10 企画競争の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の応募は無効とする。

- (1) 本企画競争に応募する資格のない者が応募したとき。
- (2) 自己のほか、他人の代理人をかねて企画競争に応募したとき。
- (3) 1者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込を行った場合はすべてを無効とする。
- (4) 提出された書類に不備や不足があったとき。
- (5) 経費内訳書の金額、所在地、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、又は認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (6) 暴力団排除に関する誓約事項（様式5）について、虚偽又はこれに反する行為が認められたとき。
- (7) 正常な企画競争の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が規格競争に参加したとき。

第11 審査結果の通知

審査結果については、令和4年10月31日（月）までにすべての参加者へ通知する。

第12 企画提案に要する費用

企画提案書等の作成など本事業の応募に関する一切の費用は、選定の合否を問わず応募者が負担するものとする。

第 13 企画提案書等の返却の可否等

1. 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。
2. 企画提案書等は、採点等本事業に係る事務手続以外の目的で提出者に無断で使用しないものとする。

第 14 企画提案書等に使用する言語

企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

第 15 契約保証金の扱い

契約保証金の納付は免除する。

第 16 委託費の支払方法

本事業の委託費の支払いは、契約書に定める検査に合格し、受託者からの適法な請求書を受領した日から 30 日以内に日本国通貨によりその支払いを行うものとする。

第 17 問い合わせ先

本応募要領に関する問い合わせ先は、次のとおりとします。

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階

公益社団法人 日本獣医師会

電話：03（3475）1601 F A X：03（3475）1604

担当者：福田

様式第 1 号

参加表明書

令和 4 年度アジア地域臨床獣医師等総合研修及び家畜感染症防疫技術等の現地普及強化事業研修用日本語教材作成及び獣医学専門用語を含む会話帳作成業務について、応募要領を理解した上で参加を申請します。

応募者

応募者名	
住所	〒
代表者名	役 職： 氏 名：
担当者名	所属部署： 役 職： 氏 名：
電話番号	
Email アドレス	